

議案第31号

**東近江市能登川スポーツセンターの指定管理者の指定期間の
変更につき議決を求めることについて**

東近江市能登川スポーツセンターの指定管理者の指定期間を次のとおり変更するに
つき、市議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

現行の指定期間「平成29年4月1日から平成32年3月31日まで」を「平成
29年4月1日から令和2年9月30日まで」に変更する。

提案理由

東近江市能登川スポーツセンターの指定管理者の指定期間の変更について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。